

調査意見書

受理番号 106-150		学校 高等学校		教科 芸術	種目 音楽 I	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定	
	ページ	行					
1	4	中左	「コルヌ（ローマ時代）」の1～2行「円の中に装着した棒を持って演奏する様子」	生徒にとって理解し難い表現である。 （どのような様子かが分かりにくい。）	3-(3)		
2	47	上右	「左手のポジション確認」の右の楽譜	生徒にとって理解し難い表現である。 （楽譜についての説明が不足している。）	3-(3)		
3	99	上	「memo」の1～2行「現、東京都八王子市恩方村の情景を描いたものといわれている。」	不正確である。 （「現、東京都八王子市恩方村」）	3-(1)		
4	106	下右	「⑫ウッド イラクなど（西アジア）」の4～6行「5 コースの複弦と1本の低弦が張られたものが多く」	生徒にとって理解し難い表現である。 （弦についての説明が不足している。）	3-(3)		
5	120	下	「考えてみよう！」の2行「この編曲では不完全な三和音の響きで曲が閉じられている。」	生徒にとって理解し難い表現である。 （「不完全な三和音」の意味が分かりにくい。）	3-(3)		
6	135	上	「Allegro assai vivace」の2つの楽譜	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （速度の表記）	3-(3)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 106-151		学校 高等学校		教科 芸術	種目 音楽 I	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定	
	ページ	行					
1	11	下	「3回登場するサビの部分を、それぞれのように歌いたいと考えて話し合い、表現を工夫しよう。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「サビの部分」についての説明が不足している。)	3-(3)		
2	18	下	「歌唱表現を工夫して、歌詞から感じ取ったことを伝えよう。」の下の図版	生徒にとって理解し難い表現である。 (「間」についての説明が不足している。)	3-(3)		
3	29		楽譜の5段2小節の「unis.」	生徒にとって理解し難い表現である。 (用語の説明が不足している。)	3-(3)		
4	48	中	「「3」を基本としたリズムの特徴を感じながら歌おう。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「「3」を基本としたリズム」の意味が分かりにくい。)	3-(3)		
5	53		「An die Freude (歓喜の歌)」(全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (楽曲や楽譜についての説明が不足しているため、誤解するおそれがある。)	3-(3)		
6	63	中左	「タール (北インド)」の2～3行「1、2、3の単位の組み合わせによる多様なパターンにそれぞれ名前が付けられている。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「1、2、3の単位」)	3-(3)		
7	71	中	Dの楽譜の2段4小節	生徒にとって理解し難い表現である。 (奏法についての説明が不足している。)	3-(3)		
8	83	下	「借用和音」(全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (同じ主音をもつ短調の和音を一時的に借用する和音だけが借用和音であるかのように読み取れる。)	3-(3)		
9	85	中	「さまざまなアレンジ例 (原曲はP. 84の作例①)」の「もう1つの旋律を加える」及びその楽譜	生徒にとって理解し難い表現である。 (アレンジ例として分かりにくい。)	3-(3)		
10	89	上左	「うさぎとかめ」の楽譜の7行	相互に矛盾している。 (指打ちの記号)	3-(1)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 106-151		学校 高等学校		教科 芸術	種目 音楽 I	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定	
	ページ	行					
11	104	下	「其駒」の楽譜（全体）	生徒にとって理解し難い表現である。 （「切」についての説明が不足している。）	3-(3)		
12	105	上左	「舞楽 陵王 左舞（唐楽）」の5～7行「頭上に龍または金翅鳥（想像上の鳥）を戴いた、吊顎で動目の金色の面を着け、右手に金色の桴を持って舞う。」	生徒にとって理解し難い表現である。 （「吊顎で動目」の意味が分かりにくい。）	3-(3)		
13	110	下右	「⑥催馬楽神楽（埼玉県）」（全体）他に、111ページ下右の「⑱備中神楽（岡山県）」（全体）、112ページ上左の「⑲大元神楽（島根県）」（全体）及び同ページ中の「㉔高千穂の夜神	生徒にとって理解し難い表現である。 （「神楽」についての説明が不足してる。）	3-(3)		
			楽（宮崎県）」（全体）				
14	111	上左	「⑦佐原の大祭（千葉県）」の4行「鯉」の上の「たい」	誤記である。	3-(2)		
15	116	下	「交響曲第9番《新世界より》第2楽章」の1～2行「ニューヨーク音楽院の院長としてアメリカに渡った。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「ニューヨーク音楽院」）	3-(3)		
16	119	中	「パレストリーナ」の1～2行「後の対位法の理論に多大な影響を与えた。」	生徒にとって理解し難い表現である。 （「対位法」についての説明が不足してる。）	3-(3)		
17	120	左	「バロック①」の2～3行「17世紀には、絶対王政の確立によって各国の宮廷が権威を高め、音楽家の活動の場も教会から宮廷へと移った。」及び同ページ中「音楽家とパトロン」の1行「	相互に矛盾している。 （17世紀の音楽家の活動の場）	3-(1)		
			17世紀のヨーロッパでは、多くの音楽家は教会や宮廷などのパトロンに雇われており」				
18	122	下	「組曲の発展」（全体）	生徒にとって理解し難い表現である。 （「例」において「4種の舞曲」がどれに当たるのかが分かりにくい。）	3-(3)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 106-151		学校 高等学校		教科 芸術	種目 音楽 I	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定
	ページ	行				
19	123	下	「カンタータ《心と口と行いと生きざまもて》からコラール 主よ、人の望みの喜びよ」（全体）	生徒にとって理解し難い表現である。 （「カンタータ」についての説明が不足している。）	3-(3)	
20	125	中	「第1楽章を、主題に含まれる3つの動機に注目して聴こう。」	生徒にとって理解し難い表現である。 （「3つの動機」についての説明が不足している。）	3-(3)	
21	126	下	「調と形式」（全体）	生徒にとって理解し難い表現である。 （「属調」についての説明が不足している。）	3-(3)	
22	135	中	「ピアノの超絶技巧に挑戦し、ヴィルトゥオーソの妙技を味わおう。」	生徒にとって理解し難い表現である。 （どのような活動をするのかが分かりにくい。）	3-(3)	
23	139	中	「P.46 〈Nessun dorma〉（誰も寝てはならぬ）」	誤記である。 （参照ページ）	3-(2)	
24	142	下	「日本における西洋音楽の展開」の2～3行「20世紀に入ると、滝廉太郎や山田耕筰が、古典派やロマン派の音楽に学んで創作に取り組み」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「20世紀に入ると」）	3-(3)	
25	149	中右	「DA. YO. NE EAST END×YURI 1995」	不正確である。 （発表年）	3-(1)	
26	150	下左	「伊勢物語（在原業平）」	不正確である。 （「在原業平」）	3-(1)	
27	152	中	「ラフマニノフ（1873～1943）ピアノ協奏曲第2番（1990～91）」	不正確である。 （「1990～91」）	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 106-149		学校 高等学校		教科 芸術	種目 音楽 I	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定
	ページ	行				
1	④	中	「歌舞伎」の2～3行「1962年国の重要無形文化財、2009年ユネスコ無形文化遺産に登録され」	不正確である。 (登録年)	3-(1)	
2	11	下	「8声のカノン」(全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (歌い方や楽譜についての説明が不足している。)	3-(3)	
3	43	左	「歌詞の対訳」の5行「sah's」及び11行「will's」	表記が不統一である。 (対訳)	3-(4)	
4	75	中	「3. 箏箏と打物で、「酒胡子」を演奏してみよう」及びその下の楽譜	生徒にとって理解し難い表現である。 (演奏に当たり打物の奏法についての説明が不足している。)	3-(3)	
5	82	下	左の「楽譜」の6番目の音の表示	相互に矛盾している。 (五線譜とタブ譜での音高)	3-(1)	
6	92	中	「変奏① 音の高さを変えてみよう。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (全ての音を自由に変えてもよいかのように読み取れる。)	3-(3)	
7	108	中	「グレゴリオ聖歌「パンジェ・リングァ」」の5行「「パンジェ」はラテン語で「舌」の意味です。」	不正確である。 (「パンジェ」の意味)	3-(1)	
8	137	下	「ケチャを体験してみよう」(全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (体験や表現に当たり説明が不足している。)	3-(3)	
9	139	上左	「シタールとタブラー(北インド)」の4～5行「これにドローン(通奏音)を担当するタンブラーなどが加わることがあります。」	不正確である。 (「タンブラー」)	3-(1)	
10	139	上右	「メヘテルハーネ(トルコ)」(全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「メヘテルハーネ」及び「オスマン帝国」について誤解するおそれがある。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調查意見書

[illegible]

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 106-152		学校 高等学校		教科 芸術	種目 音楽 I	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定
	ページ	行				
1	4	下右	「【右上】長野オリンピック開会式での演奏に向けた練習の様子」の2～3行「開会式の最後を小澤征爾の指揮でサイトウ・キネン・オーケストラが飾った。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「サイトウ・キネン・オーケストラが飾った。」)	3-(3)	
2	30	下右	「sp, st : 語頭ではschの発音に同じ。」	不正確である。 (「sch」)	3-(1)	
3	35	下	「原語(ドイツ語)歌詞の意味」の各行の原語歌詞の上の表記	生徒にとって理解し難い表現である。 (表記についての説明が不足している。)	3-(3)	
4	41	下右	「原曲の構成について、※2 この後、ハ短調に転調した部分がある。※3 この後、合唱の部分を経て冒頭の旋律に戻り、最後の段(29小節目)へとつながる。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (原曲の構成や楽譜のつながり方についての説明が不足している。)	3-(3)	
5	46		楽譜の3段2小節下の「p. 46」	誤植である。	3-(2)	
6	59	下	「原語(中国語)歌詞の意味」	不正確である。 (「中国語」)	3-(1)	
7	98		楽譜「ギター」パートの2段1小節及び4段3～4小節	生徒にとって理解し難い表現である。 (奏法が分かりにくい。)	3-(3)	
8	104	上左	「楽器について」の1～2行「琉球に伝わった三線が16世紀半ばごろ大坂(現・大阪)の堺に伝えられ」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「琉球に伝わった三線」)	3-(3)	
9	114	中	地図中の「●ウード」	不正確である。 (色)	3-(1)	
10	120	上	「ロマン派(19世紀)」の左3～4行「遙かな昔」	誤記である。	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 106-152		学校 高等学校		教科 芸術	種目 音楽 I	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定
	ページ	行				
11	126	下左	「同時代の音楽」 (全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (「同時代」の意味が分かりにくい。)	3-(3)	
12	129	下	「第3楽章 各楽器の演奏箇所簡略図」 (全体)	不正確である。 (独奏楽器群の小節数の表示)	3-(1)	
13	130		「ディヴェルティメント ニ長調 KV136」 (全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (「ディヴェルティメント」についての説明が不足している。)	3-(3)	
14	130	右中	「PICK UP!」の2行「主和音と属和音による4小節の簡潔な序奏がpで示された後」	不正確である。 (「主和音と属和音による」)	3-(1)	
15	135	右中	「第3楽章 アレグロ・モルト・ヴィヴァーチェ ソナタ形式 ホ長調」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的に第3楽章は序奏部分を含むため、誤解するおそれがある。)	3-(3)	
16	135	下左	「構成図」 (全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (第1主題及び第2主題がそれぞれ示された小節数分あるかのように読み取れる。)	3-(3)	
17	136	左中	「楽曲について」の11行「(→p. 2, p. 94)」	誤記である。 (参照ページ)	3-(2)	
18	136	右下	「PICK UP!」の「全音音階による同じテーマ」及びその楽譜	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (テーマの全てが全音音階によるかのように読み取れる。)	3-(3)	
19	147	右上	「音楽の著作権」の11行「動画共有サービスなどの公式が公開している楽曲は」	誤記である。 (助詞)	3-(2)	
20	147	下	「2000年代後半 動画共有サービス, SNSが広まる (YouTubeは2005年にサービス開始)」	特定の企業の宣伝になるおそれがある。 (「YouTube」)	2-(7)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 106-152		学校 高等学校		教科 芸術	種目 音楽 I	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基準	判 定	
	ページ	行					
21	148	上	「I さまざまな曲で使われているコード進行や和声進行を調べよう」の1行「I, Vなどの記号は, 和音の機能を表す(楽典 和音記号→p. 158)」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「和音の機能」についての説明が不足している。)	3-(3)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 106-153		学校 高等学校		教科 芸術	種目 美術 I	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定	
	ページ	行					
1	6	左上	色鉛筆 Polychromos	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)		
2	64	中上	●アーツ・アンド・クラフツ運動 解説文3-5行 1880年代にウィリアム・モリスらによって、日用品の中に美を見つけようというデザイン運動が進められた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (民芸運動の内容が混同した記述である。)	3-(3)		
3	71	左中	『Flowers』より 解説文1行 メイブルソープ	誤記である。	3-(2)		
4	82	左	○グラデーションをつくろう 色見本	生徒にとって理解し難い表現である。 (0%と示す箇所の明度)	3-(3)		
5	90	中上	囲み内 解説文1-3行 下塗りの後に刷毛などで最初に水を塗っておくと	生徒にとって理解し難い表現である。 (同囲み内の画像との整合性)	3-(3)		
6	96	左上	囲み内 解説文2-5行 下絵は転写するため、本画と同じ大きさの紙に描く。 図版及び、①墨で輪郭線を描く 図版	誤りである。 (図版の内容)	3-(1)		
7	105	右上	展覧会のポスター 図版内 ローソンチケット セブンチケット	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)		
8	121	中下	背景の色を変えて、明度に差をつける。 図版の青及び、右隣の色相環 緑みの青	相互に矛盾している。	3-(1)		
9	124	右中	青系の色相で配色したポスター 図版及び、青系6色の色見本	相互に矛盾している。	3-(1)		
10	125	左中	ビビッドトーンで配色したポスター 解説文4-6行 部分的に白を加えると印象が落ち着き	生徒にとって理解し難い表現である。 (図版との整合性)	3-(3)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 106-154		学校 高等学校		教科 芸術	種目 美術 I	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定	
	ページ	行					
1	24	中央	アトリエ風景 画像内 GOLDEN	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)		
2	25	左上	私たちは骨を作る 珊瑚 解説文1行 褐虫藻 ルビ かっちゅうも	誤記である。	3-(2)		
3	49	左下	弥勒菩薩半跏思惟像 キャプション [漆箔・赤松・楠／高さ123.3cm] 及び、110ページ右下 8 同作品キャ プション [漆箔・赤松／高さ84.2cm]	表記が不統一である。	3-(4)		
4	54	右上	「逃走階段」 (2019)	不正確である。 (年代)	3-(1)		
5	64	右下	山城隆一 [大阪府・1922～97]	誤りである。 (生年)	3-(1)		
6	70	中央	スマートフォン 図版内 App Store	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)		
7	70	左下	スマートフォンが可能にする「コト」 画像内 iPod	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)		
8	76	中央	STEP3 標本する 解説文1-2行 4つ折りにし8マス (2×4) の折り目	不正確である。 (4つ折り)	3-(1)		
9	97	左上	壺形土器 及び、110ページ右上 3 弥生土器 甕	表記が不統一である。	3-(4)		
10	97	右中	年表内 ビザンチン美術の年代表記の幅	生徒にとって理解し難い表現である。 (101ページ右下 中期～後期ビザンチン美術 解説文 5-6行「ビザンティン美術は誕生から1000年以上にわた って、」との整合性)	3-(3)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 106-154		学校 高等学校		教科 芸術	種目 美術 I	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定	
	ページ	行					
11	97	左下	前二〇〇〇頃 エーゲ文明の発生及び、年表内 エーゲ文明を示す位置	相互に矛盾している。	3-(1)		
12	97	中下	五三八頃 ●百済から仏教伝来及び、111ページ右上 奈良時代 白鳳、天平文化 解説文4-5行 仏教伝来から200年が経った752年	相互に矛盾している。	3-(1)		
13	98	右下	No. 214/カフェ・チェア 1859及び、117ページ左上 1 同作品	不正確である。 (1859年発表当時の作品ナンバーではない。)	3-(1)		
14	99	左上	群鶏図 キャプション 江戸時代及び、114ページ右下 48 同作品 キャプション 18世紀	表記が不統一である。	3-(4)		
15	99	中上	神奈川沖浪裏 キャプション 1830～32頃 及び、114ページ中央 44 同作品 キャプション 19世紀	表記が不統一である。	3-(4)		
16	99	中下	一九二四 シュルレアリスム第一宣言 及び、107ページ右中 シュルレアリスム 解説文2-3行 シュルレアリスム宣言	表記が不統一である。	3-(4)		
17	99	中下	一九三一 ●日本最初のオールトーキー映画「黎明」公開	不正確である。 (年代)	3-(1)		
18	100	中央	年表内 アース・ワーク 及び、109ページ右中 1970年代から80年代の美術 解説文3行 ランド・アート	表記が不統一である。	3-(4)		
19	101	左下	17 大天使ミカエルのイコン キャプション 銀渡金	誤記である。	3-(2)		
20	101	右下	中期～後期ビザンチン美術 及び、解説文5行 ビザンティン美術	表記が不統一である。	3-(4)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 106-154		学校 高等学校		教科 芸術	種目 美術 I	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定	
	ページ	行					
21	101	右下	中期～後期ビザンチン美術 画像 18 解説文8-11行 全文	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (97ページ右中 年表「初期中世美術」との整合性から、本項目の内容と混同している。)	3-(3)		
22	103	左中	31 ヘントの祭壇画 キャプション 460.3×350.5cm	不正確である。 (サイズ)	3-(1)		
23	111	左中	16 如意輪観音菩薩坐像 ルビ にゅいりんかんのんぼさつざぞう	誤記である。	3-(2)		
24	114	右下	48 群鶏図 キャプション 皇居三の丸尚三館	誤記である。	3-(2)		
25	115	右上	明治、大正時代の美術	生徒にとって理解し難い表現である。 (116ページ 同項目解説文1-12行で扱う内容との整合性)	3-(3)		
26	117	右上	産業革命と万博 解説文1行 19世紀半ばのイギリスに始まった産業革命	不正確である。 (年代)	3-(1)		
27	118	右上	11 イッテンの色相環 キャプション 1921	不正確である。 (年代)	3-(1)		
28	118	左中	モダンデザインの確立 解説文1-2行 第二次世界大戦後、ニューヨーク近代美術館がデザイン部門を設立。	不正確である。 (設立時期)	3-(1)		
29	124	右上	キャンバスのサイズ 解説文1-3行 油彩画や日本画で使用するキャンヴァス…。写真はキャンヴァス裏面。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日本画に使用する支持体)	3-(3)		
30	124	右下	デジタル画像の単位「ピクセル (pixel)」 及び、1ピクセルの大きさを定める「解像度」	生徒にとって理解し難い表現である。 (各正方形の大きさとピクセル数の比較方法)	3-(3)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 106-154		学校 高等学校		教科 芸術	種目 美術 I	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定	
	ページ	行					
31	134	中下	水干絵の具 浅葱 岱緒	誤りである。 (示す箇所)	3-(1)		
32	137	右上	パブリカ4点 キャプション 16.5×21.6cm 及び、八つ切り	相互に矛盾している。 (サイズ)	3-(1)		
33	140	右上	コラージュ 画像内 ボンド, PiT	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)		
34	141	中下	スカイブルー 及び、その色見本	相互に矛盾している。	3-(1)		
35	146	右中	シャッタースピードの設定 低速写真 及び、絞り値(F値)の設定 浅い写真	生徒にとって理解し難い表現である。 (ピントの合う範囲)	3-(3)		
36	151	中央	対比調和 色相環内 150° 及び、解説文1-2行 色相環で補色関係にある色による配色	相互に矛盾している。	3-(1)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 106-155		学校 高等学校		教科 芸術		種目 書道 I		学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定			
	ページ	行							
1	25 上	8	分館布白	誤記である。 (館)	3-(2)				
2	27 下	2	初唐の三大家 8 3	誤記である。 (8 3)	3-(2)				
3	32 左下		自書告身 (自書告身帖)	誤記である。 (自書)	3-(2)				
4	74 右下		語句例 四文字中の「楽善存心」	誤記である。 (楽善存心の重複)	3-(2)				
5	120 下		比較しよう 左図	生徒にとって理解し難い表現である。 (行頭・行末をそろえる行書きの作品として)	3-(3)				
6	127 中央		日比野五鳳作品図版	相互に矛盾している。 (1 3 6 ページの同一図版と縦横比率が異なる)	3-(1)				
7	154 左下		高梁市立歴史美術館	誤記である。 (立)	3-(2)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 106-156		学校 高等学校	教科 芸術	種目 書道 I	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定
	ページ	行				
1	55 左		図 [106×31.2cm]	誤記である。 (106×31.2)	3-(2)	
2	57 下		「平安時代に使われていた」との記述と例示との関係	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (右上の例示は奈良時代)	3-(3)	
3	89 中		④傳山 [236×49.8cm]	誤記である。 (236)	3-(2)	
4	91 下		④王鐸1743-1805年	誤記である。 (1743-1805)	3-(2)	
5	109 右下		⑤趙之謙 東京国立博物館蔵	誤記である。 (東京国立博物館)	3-(2)	
6	124 左		「に」の字源「尔」	誤記である。 (尔)	3-(2)	
7	128 上		豊臣秀吉 (一五六一～一五九八)	誤記である。 (一五六一)	3-(2)	
8	134 右下		図版	掲載の鑑賞作品は、歴史的評価が定まっていない。 (評価未定のため)	固有 2-(4)	
9	157 上中		日本と中国の書道史略年表 石鼓文 2	誤記である。 (2 に対応する図版がない)	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調查意見書

[illegible]

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 106-157		学校 高等学校		教科 芸術	種目 書道 I	学年	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定	
	ページ	行					
1	38 上中		天清	不正確である。 (「清」の筆脈を示す赤い破線)	3-(1)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。